請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号	2770000000
------------	------------

令和 2年 1月審査分

令和2年2月〇日

1 頁

大阪府国民健康保険団体連合会

事業所(保険者)名 □□介護事業所

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備考
271007	000000001	請	令和1年	11		1,000	С	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
大阪市	*		12 月						
	① ①	2	3	4	5	6	7	8	9

- ※ 種別 : サ・・・サービス計画費請求明細書、 請・・・請求明細書、 給・・・給付管理票
- ※ サービス項目等:審査エラーによる返戻のうち、明細情報と特定入所者情報のエラーにはサービス項目コード、特定情報のエラーには識別番号が出力されます。
- ※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の見方について

各事業所から請求のあった「介護給付費明細書」、「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書」及び「給付管理票」について、審査を行いエラーとなったものを返戻(保留) としています。

この一覧表は、この返戻(保留)となった「介護給付費明細書等」及び「給付管理票」 等を各事業所へ通知するために作成しています。

主な審査内容は、次のとおりです。

- (1) 必要箇所への入力(記入)漏れ、入力(記入)誤りがあるもの。
- (2) 介護給付費明細書等の請求額に計算誤りがあるもの。
- (3) 該当被保険者の資格に関する情報(受給者台帳)、該当事業所の届出情報(事業所台帳)と突合して、一致しなかったもの。
- (4) 介護給付費明細書等や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。
- (5) その他、審査でエラーとなったもの。

各項目の説明 (前ページの①~⑨に対応しています。)

①「被保険者番号・被保険者氏名」

介護給付費明細書等に入力(記入)された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している"受給者台帳"とを突合し、"受給者台帳"に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。

そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも(両方でも)入力(記入)誤りがあると、別の「被保険者氏名」が表示される場合があります。

また、"受給者台帳"に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出してください。

②「種 別」

請求種別を表示しています。

介護給付

「請」・・・ 請求明細書(サービス計画費・介護予防ケアマネジメント費を除く)

「サ」・・・サービス計画費(ケアプラン料)

「給」・・・ 給付管理票

「ケ」・・・介護予防ケアマネジメント費

返戻(保留)になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出(再提出の必要があるもの)してください。

③「サービス提供年月」

サービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月に保留となった介護給付費明細書等が返戻となりこの帳票に表示される場合があります。

④「サービス種類」

サービス種類をコードで表示しています。

介護給付費明細書等及び給付管理票に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。

また、その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみの表示となります。<u>ただし、一部のサービスコード分の返戻しか表示されていなくても、介護給付費明細書等及び給付管理票は1件全部の返戻となります。</u>

⑤「サービス項目等」

サービス項目等を表示しています。

返戻となった介護給付費明細書等のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費情報のエラーには識別番号が表示されます。

⑥「単位数(特定入所者介護費等)」

単位数または特定入所者介護費等を表示しています。

介護給付費明細書等・給付管理票に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみの表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

⑦「事 由」

返戻(または保留)となった事由をアルファベット1文字で表示しています。

- 「A」・・・介護給付費明細書等の必須項目に対する入力(記入)誤り、入力 (記入)漏れなどの審査処理で一次チェックエラーとなったもの。
- 「B」・・・国保連合会の審査システムに保険者が登録する"受給者台帳"や 都道府県等が登録する"事業所台帳"と介護給付費明細書等を突合し、 不一致のためエラーとなったもの。

また、当月以前に請求又は登録のあった介護給付費明細書等や給付管理票に対して、再度請求または登録しようとしてエラーとなったもの。 登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

- 「C」・・・介護給付費明細書等(サービス計画費を除く)に対する給付管理票との突合不一致のもの。 この場合、一覧表の備考欄に「保留」のものと「返戻」となるものが
- 「D」・・・介護給付費明細書(サービス計画費)に対する給付管理票との突合不 一致のもの。
- 「E」・・・介護給付費審査委員会で返戻となったもの。

あります。

8 内 容」

返戻(または保留)となった原因の項目とコメントを表示しています。 この欄を参照して介護給付費明細書等の修正を行い、再請求するべきものについて は再提出してください。

⑨「備 考」

介護給付費明細書等が返戻となった原因を4文字のコード(アルファベットと数字の組合せ)で表示しています。

4文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。

「保留」が表示されている場合の原因と対応については、次ページの「<mark>保留と返戻</mark>」を参照ください。

保留と返戻

保留とは、当月審査において介護給付費明細書等の請求があり、居宅(予防)介護支援事業所または保険者(自己作成)から給付管理票の提出がなかった場合や、提出された給付管理票が返戻となった場合、審査処理で給付管理票が介護給付費明細書等と突合出来なくなった場合に、介護給付費明細書等の支払を行わず請求データを国保連合会にて保留することをいいます。

- ① 月初めに国保連合会が送付する「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」の内容欄に「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」、備考欄に"保留"と記載しています。
- ② "保留"と表示がある介護給付費明細書等は、国保連合会でその請求情報を 保有 していますので、再提出は不要です。居宅介護支援事業所または、保 険者(自己作成)へ給付管理票(新規)の提出依頼をしてください。
- ③ 請求情報の保留期間は1ヶ月です。翌月に給付管理票の提出がない場合、または提出した給付管理票が返戻になった場合は、保留されていた介護給付費明細書等も返戻扱いとなり、「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」には「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」、備考欄は"返戻"となります。この場合、翌月に給付管理票及び介護給付費明細書等の再提出が必要となります。
- ④ 給付管理票の提出により審査が正当となった場合は保留復活となり、「介護保険 審査決定増減表」の保留復活分欄に件数及び単位数等が記載されます。
- ⑤ 保留期間中に、過誤申出及び再請求をすることはできません。
- ※ サービス計画費及び他都道府県利用者の請求は、返戻となります。
- ※ サービス提供体制(強化)加算等《限度額管理対象外(処遇改善加算除く)》 を含む請求については、給付管理票の計画単位数を超えた場合、返戻となり ます。